第1章第12節第2款第100の2中「（注65）」を「（注71）」に改め、同款第100の＜注65＞を＜注71＞とし、同款第100を第102とする。

第1章第12節第2款第99を第101とする。

第1章第12節第2款第98の1中「（注64）」を「（注70）」に改め、同款第98の＜注64＞を＜注70＞とし、同款第98を第100とする。

第1章第12節第2款第97を第99とする。

第1章第12節第1款第96を第98とする。

第1章第12節第1款第95の1中「特定関連会社」を「関係会社」に、「（注63）」を「（注69）」に改め、同款第95の2中「特定関連会社」を「関係会社」に改め、同款第95の＜注63＞を＜注69＞とし、同款第95を第97とする。

第1章第12節第1款第94の2中「（注62）」を「（注68）」に改め、同款第94の＜注62＞を＜注68＞とし、同款第94を第96とする。

第1章第12節第1款第93の1中「（注61）」を「（注67）」に改め、同款第93の＜注61＞を＜注67＞とし、同款第93を第95とする。

第1章第12節第1款第92の3中「（注60）」を「（注66）」に改め、同款第92の＜注60＞を＜注66＞とし、同款第92を第94とする。

第1章第12節第1款第91中「（注59）」を「（注65）」に改め、同款第91の＜注59＞を＜注65＞とし、同款第91を第93とする。

第1章第11節第90を第92とする。

第1章第11節第89中「（注58）」を「（注64）」に改め、同節第89の＜注58＞を＜注64＞とし、同節第89を第91とする。

第1章第11節第88を第90とし、同節第87を第89とする。

第1章第11節第86の次に次のように加える。

第88　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理

地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第37　資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注63）

＜注63＞特定の除去費用等の会計処理について

1　業務の財源を運営費交付金等に依存する地方独立行政法人においては、除去費用等の発生期間における当該費用については、通常は運営費交付金等の算定対象とはならず、また、運営費交付金等に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。このような除去費用等については、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、地方独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることもできる。このため、このような除去費用等は損益計算上の費用には計上せず、地方独立行政法人の資本剰余金を直接減額することによって処理するものとする。この取扱いは、資産除去債務の負債計上時までに別途特定された除去費用等に限り行うものとする。

2　貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第88　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。

3　当該特定された除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算書上の費用に計上するものとする。

第1章第11節第86を第87とし、同節第85を第86とする。

第1章第11節第84中「（注57）」を「（注62）」に改め、同節第84の＜注57＞の3中「第84」を「第85」に改め、同節第84の＜注57＞を＜注62＞とし、同節第84を第85とする。

第1章第11節第83中「（注56）」を「（注61）」に改め、同節第83の＜注56＞を＜注61＞とし、同節第83を第84とする。

第1章第11節第82の1中「（注54）」を「（注59）」に改め、同節第82の2の⑵中「（注55）」を「（注60）」に改め、同節第82の＜注55＞を＜注60＞とし、同節第82の＜注54＞を＜注59＞とし、同節第82を第83とする。

第1章第11節第81の2中「（注53）」を「（注58）」に改め、同節第81の＜注53＞を＜注58＞とし、同節第81を第82とする。

第1章第11節第80の4中「（注52）」を「（注57）」に改め、同節第80の＜注52＞を＜注57＞とし、同節第80を第81とする。

第1章第11節第79の2中「第84」を「第85」に、「（注51）」を「（注56）」に改め、同節第79の＜注51＞の2中「第84」を「第85」に改め、同節第79の＜注51＞を＜注56＞とし、同節第79を第80とする。

第1章第11節第78の4の⑵中「（注50）」を「（注55）」に改め、同節第78の＜注50＞の2の⑶中「＜注48＞」を「＜注51＞」に改め、同節第87の＜注50＞を＜注55＞とし、同節第78を第79とする。

第1章第10節第77の2中「（注47）（注48）（注49）」を「（注50）（注51）（注52）（注53）（注54）」に改め、同節第77の＜注49＞を＜注52＞とし、同節第77の＜注48＞を＜注51＞とし、同節第77の＜注47＞を＜注50＞とし、同節第77に次のように加え、同節第77を第78とする。

＜注53＞金融商品の時価等に関する注記

保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。

＜注54＞賃貸等不動産の時価等に関する注記

賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。

第1章第10節第76中「（注46）」を「（注49）」に改め、同節第76の⑴中「第84」を「第85」に改め「会計処理」の次に「及び「第88　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」」を加え、同節第76の⑸を⑹とし、同節第76の⑷から⑷までを1つずつ繰り下げ、⑶の次に次のように加え、同節第76の＜注46＞を＜注49＞とし、同節第76を第77とする。

⑺　資産除去債務の明細

第1章第9節第75中「（注45）」を「（注48）」に改め、同節第75の＜注45＞の⑵中「第78」を「第79」に、「第79」を「第80」に、「第80」を「第81」に、「第85」を「第88」に、「及び損益外減損損失累計額」を「及び損益外減損損失累計額並びに「第88　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額」に改め、同節第75の＜注45＞を＜注48＞とし、同節第75を第76とする。

第1章第9節第74中Ⅱを削除し、Ⅲを削除し、Ⅵを削除し、Ⅴを削除し、Ⅳを削除し、Ⅲの次に次のように加え、同節第74を第75とする。

×××

Ⅳ　損益外利息費用相当額

第1章第9節第73の1中「損益外減損損失相当額」の次に「、損益外利息費用相当額」を加え、同節第73を第74とする。

第1章第8節第72を第73とし、同節第68から第71までを1つずつ繰り下げる。

第1章第7節第67の⑵中「（注44）」を「（注47）」に改め、同節第67の＜注44＞に次のように加え、同節第67の＜注44＞を＜注47＞とし、同節第67を第68とする。